

須坂市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱（平成19年3月30日告示第56号）

最終改正:令和4年9月28日告示第190号

改正内容:令和4年9月28日告示第190号

（趣旨）

第1 この要綱は、大気中に飛散したアスベストによる市民の健康被害を防止するため、建物所有者等が行う吹付けアスベスト等を除去等するための工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、須坂市補助金等交付規則（昭和47年規則第26号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- （2）吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- （3）吹付け建材 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材のうち、アスベストが含有するおそれがあるもの（仕上塗材を除く。）をいう。
- （4）建物所有者等 吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- （5）調査機関 アスベスト含有調査を実施する調査機関をいう。
- （6）アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査で、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（以下「建築物石綿含有建材調査者」という。）が実施するものをいう。
- （7）アスベスト等の除去 建築物の吹付けアスベスト等について行う除去（アスベスト除去以外の改修及び解体に合わせて行う場合を除く。）で、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制により実施するものをいう。

（経費及び補助率等）

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率等
多数の者が利用する建築物（多数の者が共用で利用する部分に限る。（付属する電気室、機械室を含む。））で、露出している吹付けアスベスト等の除去に要する工事費	対象経費（ただし、1平方メートル当たり3万3,000円を乗じて得た額を限度とする。）の3分の2以内。ただし、1事業所当たりの合計額が800万円を限度とする。
吹付け建材が使用されている建築物で、アスベスト含有調査の実施に要する経費	対象経費の10分の10以内。ただし、1分析当たり5万円（その額が1棟当たり25万円を超える場合は25万円）を限度とする。

2 補助金に1万円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付対象者）

第4 補助金の交付対象者は、建物所有者等であって市税を滞納していないものとする。

（交付申請書等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、アスベスト等の除去にあつては、須坂市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）、アスベスト含有調査にあつては須坂市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) アスベスト飛散防止対策事業計画書
- (2) アスベスト含有調査事業計画書
- (3) 補助対象箇所を明示した設計図書
- (4) 補助対象事業費を明示した工事積算書  
(交付決定書)

第6 規則第6条に規定する決定書は、須坂市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(計画の変更等)

第7 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、速やかにアスベスト等の除去にあつては須坂市アスベスト飛散防止対策事業変更申請書(様式第4号)、アスベスト含有調査にあつては須坂市アスベスト飛散防止対策事業変更申請書(様式第5号)に変更後の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (2) 施工箇所又は施工方法に変更があるとき。
- (3) 補助事業が期間内に完了しないとき。

2 市長は、前項の申請を受理した場合、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、須坂市アスベスト飛散防止対策事業変更承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助対象者は、補助事業を中止又は廃止をしようとする場合は、須坂市アスベスト飛散防止対策事業中止(廃止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9 規則第12条に規定する実績報告は、アスベスト等の除去にあつては須坂市アスベスト飛散防止対策事業完了実績報告書(様式第8号)、アスベスト含有調査にあつては須坂市アスベスト飛散防止対策事業変更申請書(様式第9号)によるものとする。

2 規則第12条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の請負業者又は調査機関との契約書及び領収書の写し
- (2) 施工(調査)箇所ごとの施工(調査)中及び完了時の写真
- (3) 補助事業対象箇所を明示した設計図書(交付申請と同じ場合は省略可)
- (4) 補助事業対象箇所を明示した工事積算書(交付申請と同じ場合は省略可)
- (5) アスベスト等の除去の場合 施工者が発行した除去結果報告書(写真を含む。)及びアスベスト除去を行った後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類
- (6) アスベスト含有調査の場合 調査機関が発行した分析調査結果報告書

3 前2項の書類は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定通知書)

第10 規則第13条に規定する確定通知は、完了検査を行い適正に工事が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、須坂市アスベスト飛散防止対策事業補助金確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11 補助対象者は、第10の通知を受けたときから起算して10日以内に須坂市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

---